

兵庫県公報

平成19年12月25日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目次

| 条 例 | ページ |
|---|-----|
| ○知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例（市町振興課） | 2 |
| ○公衆浴場法基準条例の一部を改正する条例（生活衛生課） | 4 |
| ○兵庫県立高等学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（教育委員会事務局学事課） | 6 |
| ○兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（教育委員会事務局特別支援教育課） | 7 |

公布された法令のあらまし

●知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例（条例第49号）
西宮市が中核市に指定されることに伴い、知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例により西宮市が処理することとしている事務のうち、法令の規定により西宮市が処理することとなるものに係る規定を削除する等次の条例について所要の整備を行うこととした。

- 1 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例
- 2 動物愛護センター設置条例
- 3 景観の形成等に関する条例
- 4 屋外広告物条例
- 5 教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例

●公衆浴場法基準条例の一部を改正する条例（条例第50号）
公衆浴場に対する県民のニーズの多様化に対応するため、営業者が講じなければならない措置の基準について、男女の混浴を禁止する年齢を6歳以上から10歳以上に引き上げるとともに、夫婦又は親とその10歳未満の子に専用で利用させる場合等については、男女の混浴の禁止を解除する等所要の整備を行うこととした。

●兵庫県立高等学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第51号）
専門学科を置く各高等学校における取組を発展させるとともに、幅広い視野を持つ人材の育成を目指し、他の専門学科の科目についても選択できる特色ある専門教育を推進するため、新たに兵庫県立高等学校を次のとおり設置することとした。

| 名 称 | 位 置 |
|-------------|------|
| 兵庫県立龍野北高等学校 | たつの市 |

●兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第52号）
兵庫県立淡路聴覚特別支援学校及び兵庫県立のじぎく特別支援学校に高等部を設置することとした。

条 例

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月25日

兵庫県知事 井戸 敏 三

兵庫県条例第49号

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成11年兵庫県条例第53号)の一部を次のように改正する。

本則の表4の部中「及び西宮市」を削り、同表5の部(1)の項及び(3)の項、7の部並びに13の部中「及び姫路市」を「、姫路市及び西宮市」に改め、同表28の部(1)の項、(2)の項及び(4)の項、31の部並びに37の部中「西宮市、」を削り、同表40の部(1)の項ノ中「第28条」を「第30条」に改め、同項中「西宮市、」を削り、同表43の部(2)の項及び44の部中「及び姫路市」を「、姫路市及び西宮市」に改め、同表47の部中「及び西宮市」を削り、同表48の部を次のように改める。

48 削除

本則の表50の部(2)の項中「、姫路市」を削り、同表52の部(1)の項中「西宮市、」を削り、同部(3)の項中「明石市」の右に「、西宮市」を加え、同表54の部中「西宮市、」を削り、同表59の部(2)の項中「姫路市」の右に「及び西宮市」を加え、同部(3)の項中「及び西宮市」を削り、同表61の部(1)の項中「西宮市、」を削り、同表62の部中「、西宮市」を削り、同表66の2の部中「及び西宮市」を削り、同表67の2の部中「西宮市、」を削り、同表67の3の部(1)中「ホオジロ及び」を削り、同部(8)中「第9条第12項」を「第9条第13項」に改め、同部(9)中「第7条第11項」を「第7条第12項」に改め、同部(10)中「第7条第12項」を「第7条第13項」に改め、同部(11)中「第7条第13項」を「第7条第14項」に改め、同表67の4の部(1)の項中「及び西宮市」を削り、同表67の5の部中「明石市」の右に「、西宮市」を加え、同表73の部(1)の項中「及び西宮市」を削り、同表75の部(1)の項エ中「第4条第1項ただし書」を「第4条第1項後段」に改め、同項中「西宮市及び」を削り、同表78の部並びに80の部(1)の項及び(3)の項中「及び姫路市」を「、姫路市及び西宮市」に改め、同部(5)の項中「及び西宮市」を削り、同部(7)の項及び(10)の項中「及び姫路市」を「、姫路市及び西宮市」に改め、同部(11)の項中「及び西宮市」を削り、同表82の部(2)の項ア中「(9)の項」を「(10)の項」に改め、同表84の部及び86の部中「及び姫路市」を「、姫路市及び西宮市」に改める。

(動物愛護センター設置条例の一部改正)

第2条 動物愛護センター設置条例(平成10年兵庫県条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条の表所管区域の欄中「及び姫路市」を「、姫路市及び西宮市」に改める。

(景観の形成等に関する条例の一部改正)

第3条 景観の形成等に関する条例(昭和60年兵庫県条例第17号)の一部を次のように改正する。

第31条第3項中「又は姫路市」を「、姫路市又は西宮市」に改める。

(屋外広告物条例の一部改正)

第4条 屋外広告物条例(平成4年兵庫県条例第22号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項第6号中「又は姫路市」を「、姫路市又は西宮市」に改める。

(教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第5条 教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成11年兵庫県条例第59号)の一部を次のように改正する。

本則の表2の項中「及び姫路市」を「、姫路市及び西宮市」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第1条中知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例本則の表40の部(1)の項ノ、50の部、67の3の部、75の部(1)の項エ及び82の部の改正規定は、公布の日から施行する。



公衆浴場法基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月25日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第50号

公衆浴場法基準条例の一部を改正する条例

公衆浴場法基準条例（昭和39年兵庫県条例第64号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「浴室」の右に「その他の入浴設備（以下「浴室等」という。）」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、1の家族その他の団体ごとに専用で利用させる脱衣室及び浴室等（以下「家族風呂等」という。）については、男女を区別する構造とすることを要しない。

第4条第1項第22号中「6歳」を「10歳」に改め、同号の次に次の1号を加える。

㉒の2 前号の規定にかかわらず、家族風呂等においては、次に掲げる場合を除き、男女を混浴させないこと。

ア 夫婦の場合

イ 親とその10歳未満の子の場合

ウ 介助を要する者のための家族の場合

第4条第1項第24号中「第2号」を「第3号」に改め、同条第2項中第5号を第10号とし、第4号を第9号とし、第3号を第8号とし、同号の前に次の4号を加える。

(4) 脱衣室及び浴室等（水着の着用を義務付けている浴室等を除く。以下この号において同じ。）

は、男女を区別し、その境界には、高さ1.8メートル以上の隔壁を設け、相互に、かつ、外部から見通しのできないようにすること。ただし、家族風呂等並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設に設け、男女を利用時間で区別して計画的に利用に供する脱衣室及び浴室等については、男女を区別する構造とすることを要しない。

(5) 脱衣室及び浴室には、それぞれ適当な換気のための窓、換気上有効な機械換気設備等を設け、空気を清浄に保ち、かつ、炭酸ガスを発生する温泉を使用する浴室を除き、空気中の炭酸ガスの含有率は、10万分の1,500以下に保つこと。

(6) 脱衣室は、脱衣に支障のない温度を保つこと。

(7) 男女各脱衣室は、適当な広さの床面積と2.1メートル以上の天井の高さが確保されていること。

第4条第2項中第2号を第3号とし、第1号の2を第2号とし、同項に次の4号を加える。

(1) 浴用の水及び湯（温泉等であるものを除く。）は、前項第14号の基準を保つこと。

(12) タオル、くし、かみそり等（客1人ごとに消毒し、清潔に保たれたものを除く。）を貸与しないこと。

(13) 水着を着用して入浴する場合を除き、10歳以上の男女を混浴させないこと。

(14) 前号の規定にかかわらず、家族風呂等においては、次に掲げる場合を除き、男女を混浴させないこと。

ア 夫婦の場合

イ 親とその10歳未満の子の場合

ウ 介助を要する者のための家族の場合

第4条第3項中「第1号、第3号から第6号まで」を「第4号」に、「から第19号」を「、第13号の3、第14号の2から第18号」に、「及び第21号から第23号まで」を「、第21号及び第23号」に改め、同項後段を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。

（知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正）

2 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第53号）の一部を次のように改正する。

本則の表74の部中(2)及び(3)を削り、(4)を(2)とし、(5)を(3)とする。



兵庫県立高等学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月25日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第51号

兵庫県立高等学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県立高等学校の設置及び管理に関する条例（昭和35年兵庫県条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表中「兵庫県立新宮高等学校 たつの市」を 「兵庫県立新宮高等学校
兵庫県立龍野北高等学校

たつの市
たつの市」に改める。

附 則

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

~~~~~

兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月25日

兵庫県知事 井戸 敏三

兵庫県条例第52号

兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例（昭和39年兵庫県条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表兵庫県立淡路聴覚特別支援学校の項及び兵庫県立のじぎく特別支援学校の項を次のように改める。

|                |     |                          |
|----------------|-----|--------------------------|
| 兵庫県立淡路聴覚特別支援学校 | 洲本市 | 幼稚部<br>小学部<br>中学部<br>高等部 |
| 兵庫県立のじぎく特別支援学校 | 神戸市 | 幼稚部<br>小学部<br>中学部<br>高等部 |

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。